

静岡県告示第656号

漁獲共済（2号漁業）における区分の設定（平成17年7月19日静岡県告示第925号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

令和3年8月10日

静岡県知事 川勝平太

平成17年7月19日静岡県告示第925号の表中

「

区 域	区 分
静浦区域 (静浦漁業協同組合の地区)	① 小、中型まき網漁業 中型まき網漁業 (まき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の総トン数が20トン以上100トン未満であるもの) 小型まき網漁業 (まき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるもの) ② 小型合併漁業のうち主としてまき網を使用して営む漁業

を

「

区 域	区 分
静浦区域 (静浦漁業協同組合の地区)	小型まき網漁業、中型まき網漁業及び小型合併漁業のうち主としてまき網を使用して営む漁業 中型まき網漁業 (まき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の総トン数が20トン以上100トン未満であるもの) 小型まき網漁業 (まき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるもの)

に改める。

」